

誰もが受け取りやすい情報発信に向けて ～多様性の視点に配慮した公的広報の手引き～



【公的広報とは】

市が行う施策や取組、暮らしに関わる情報などを、市民に分かりやすく伝えるための情報発信です。

民間の広報や広告が商品やサービスの魅力を伝えることを主な目的とするのに対し、公的広報は市民生活に関わる情報を正確かつ公平に伝える役割があります。

そのため、市民一人ひとりの多様な背景や立場に配慮し、誰にとっても理解しやすく、誤解や不快感を生まない表現を心がけることが重要です。

1 はじめに

渋川市では、男女共同参画の推進において、性別だけでなく、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景など、一人ひとりの違いを尊重する視点を取り入れ、真の共生社会の実現を目指し、令和6年4月1日に「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行しました。

私たち行政は、広報、パンフレット、ポスター、ホームページ、イベントなどを通じて、多様な形で情報を発信しています。その表現が偏っていたり、差別的な印象を与えたりすると、さまざまな背景や立場の人々に情報が届かず、偏見や固定観念を助長してしまう恐れがあります。そのため、発信する内容だけでなく、表現方法にも配慮することが重要です。

この手引きは、市職員が広報物や文書を作成する際に、年齢や障害の有無、国籍や文化的背景など、多様な背景を持つ市民に配慮した表現となっているかを確認し、適切な情報発信を行うためのものです。

なお、この手引きは特定の表現を一律に制限するものではなく、市職員が広報物を作成する際に、多様な背景への配慮という視点から表現を見直すための参考資料として位置付けるものです。社会状況や価値観の変化に応じて、必要に応じた見直しを行いながら活用していきます。

市職員全員が、多様な価値観や背景に対する理解を深め、人権の観点から日常業務を見直す一助として活用してください。

2 手引きの使い方

この手引きは、市職員が広報物や文書を作成する際に、多様な背景を持つ市民に配慮した表現となっているかを確認し、適切な情報発信を行うことを目的としています。企画段階、原稿作成、確認・校正の各段階で参照し、必要に応じて職場内で意見交換を行いましょ

う。また、本手引きは、市が発信する公的広報における表現を検討する際の参考として活用するものであり、当事者の自己表現や民間の広告・プロモーション活動を制限するものではありません。

【使用のポイント】

- 広報やポスター、チラシの文案作成時に活用してください。
- 表現に疑問があれば、職場内で共有し、検討しましょう。
- 委託先の制作物に対しても、本手引きの趣旨を伝えてください。
- 委託先や関係団体が作成する媒体にも、必要に応じて助言を行ってください。

3 表現に配慮する基本姿勢

(1) 共感を得られる広報のために

公的広報物は、市民に正確で分かりやすく情報を伝えると同時に、さまざまな人々から共感を得られる表現であることが求められます。

表現が原因で誤解や反感を招いてしまうと、施策への理解や協力を得ることが難しくなります。広報においては、内容だけでなく、伝え方や表現にも十分配慮することが重要です。

(2) 公的広報物にプラスする多様性の視点

多様性に配慮した視点に立つことで、これまで想定していた受け手のイメージが意外に限定的であったことに気づくことがあります。

年齢、性別、障害の有無、国籍、文化的背景など、多様な立場の人々を意識することで、固定観念にとらわれない、より分かりやすく伝わりやすい広報につながります。

(3) 男女共同参画の実現に向けた市の責務

国は、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を、21世紀の日本にとって重要な課題と位置付け、あらゆる分野で施策を進めています。

また、「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」においても、市は、条例に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すると規定されています。

公的広報物の作成に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、性別等による固定的な役割分担意識を助長しないよう配慮するとともに、多様な生き方や社会参加の姿が自然に伝わる表現を心がけることが重要です。

<条例に掲げる基本理念>

- 個人としての尊厳を重んぜられ、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行によって個人の活動が制限されることなく、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- 個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。



4 表現チェック項目

以下の項目に沿って、表現に偏り・先入観・固定観念が含まれていないか確認しましょう。

【注意したいポイント】

- 自分の思い込みやイメージにとらわれた表現になっていませんか？
- 登場人物の性別、年齢、背景などが偏った表現になっていませんか？
- 特定の性別をアイキャッチ(目を引く対象)として使っていませんか？
- 様々な家族のあり方や性の多様性に配慮した表現になっていますか？

※ 以下に掲載している表現は、特定の表現を一律に禁止するものではありません。広報物作成時に表現を見直すための参考として「配慮の工夫例」を示しています。掲載の目的や文脈によって適切となる場合もあるため、参考としてご活用ください。

① 性別による偏りはありますか？

- ・ 表現が特定の性別に偏っていないか確認しましょう。
- ・ 例えば、「看護師＝女性」「警察官＝男性」「家庭で料理を作る人＝女性」といった固定観念は避けましょう。
- ・ 性別にかかわらず、役割や職業を反映するイラストや写真を選びましょう。
- ・ 性別による固定的な役割イメージが含まれていないかも注意が必要です。
- ・ 色使い(例:女性＝ピンク、男性＝青)など、性別のイメージを固定化する表現にも注意しましょう。

【配慮の工夫例】



【注意が必要な表現例】



【注意したいポイント】

- 性別によって役割や職業、色使いなどを固定化していませんか？
- 特定の性別だけを登場させていませんか？
- 「女医」「女性社長」など性別を強調する表現を使っていませんか？
- 呼称や敬称が性別で分かれていませんか？(例:「くん」「ちゃん」⇒「さん」「氏」)

以下の表現について、工夫してみましょう。

注意が必要な表現例	理 由	配慮の工夫例
<ul style="list-style-type: none"> ・奥さん、家内 ・主人、亭主、だんな ・嫁ぐ 	女性に男性や家に従うものと捉えた表現です。	<ul style="list-style-type: none"> ・妻、夫、配偶者 ・パートナー、つれあい ・結婚する
<ul style="list-style-type: none"> ・嫁、婿 ・舅、姑 	かつての家族制度に基づいた表現です。	<ul style="list-style-type: none"> ・息子の妻、娘の夫 ・夫/妻の父、夫/妻の母
<ul style="list-style-type: none"> ・父兄 ・兄弟 ・帰国子女 	男性優先または男性に偏った表現です。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・兄弟姉妹、きょうだい ・帰国児童(生徒・学生)
<ul style="list-style-type: none"> ・サラリーマン、OL ・営業マン ・カメラマン 	職業などを性別で限定・区別する表現です。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社員、従業員 ・営業職、営業担当 ・写真家、フォトグラファー
<ul style="list-style-type: none"> ・女医 ・女社長 ・女教師 ・女子アナ ・女優 	女性のみ性別を強調する表現です。 (男性が一般で、女性は例外・特殊だという印象を与えます)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、医者 ・社長、経営者 ・教師 ・アナウンサー ・俳優
<ul style="list-style-type: none"> ・保母 ・看護婦 ・保健婦 ・助産婦 	法律の改正により改められた表現です。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・看護師 ・保健師 ・助産師
<ul style="list-style-type: none"> ・男泣き ・女々しい ・男勝り ・男気/女子力 ・看板娘・職場の花 ・女性/男性目線 ・女性/男性ならでは 	主に女性が男性より劣ることを前提とし、差別・偏見を生む表現です。	男女いずれに対しても使える他の言葉に置き換える又は使用しない



② 年齢・世代に対する先入観はありませんか？

- ・ 高齢者、若者、子どもなど、年齢によるイメージの偏りや先入観がないか確認しましょう。
- ・ 例えば、高齢者を「弱い存在」「活動的ではない」と決めつける表現は避けましょう。
- ・ それぞれの世代が社会の一員として活躍し、参加している姿が伝わる表現を心がけましょう。

【配慮の工夫例】



【注意が必要な表現例】



【注意したいポイント】

- 高齢者＝弱い、若者＝未熟などのステレオタイプ^(※)に陥っていませんか？
- すべての世代が社会の一員として関わる姿が伝わる表現になっていますか？

③ 障害の有無に関係なく配慮されていますか？

- ・ 障害は個人の心身機能だけでなく、社会の環境や制度との関係で生じる側面があるという「障害の社会モデル」の視点も大切です。
- ・ 障害のある人を単に「かわいそうな人」や「助けが必要な人」として描くのではなく、多様な個性をもつ一人の市民として尊重した表現を心がけましょう。
- ・ 車いす利用者や視覚障害のある人など、障害のある人が地域や社会の中で主体的に生活し、活動している姿を反映しましょう。
- ・ バリアフリー環境や支援機器の利用など、社会の側の工夫や環境整備によって活動の幅が広がることを自然に表現することも大切です。

※ステレオタイプとは

「A型は几帳面だ」「日本人はまじめだ」「男性は外で働くべき」といった、ある集団や属性に対して抱かれる固定的・単純化されたイメージのことです。

必ずしも事実に基づくものではなく、無意識のうちに偏見や差別につながる可能性があります。

【配慮の工夫例】



【注意が必要な表現例】



【注意したいポイント】

- 障害のある人を「かわいそうな存在」として描いていませんか？
- 自立的で社会参加している姿を適切に描写できていますか？

以下の表現について、工夫してみましょう。

注意が必要な表現例	理 由	配慮の工夫例
・障害を持つ	障害は個人が自ら選択して「持つ」ものではなく、環境との関係で生じる側面もあるとされています。	・障害のある
・手短に ・手落ち	身体的な状態を比喻として用いる慣用表現の中には、障害のある人に不快感を与える可能性があるものがあります。	・簡潔に・短時間で ・落ち度、不備
・痴呆 ・ノイローゼ ・色盲・色覚異常 ・精神病院 ・発達障害	社会状況や医学・制度の変化により、現在では別の表現が一般的に用いられる場合があります。公的広報では、当事者の受け止め方や社会的背景に配慮した表現を心がけましょう。	・認知症 ・神経症 ・色覚障害 ・精神科、神経科(病院) ・発達特性
※法律・制度・医学用語として使用される場合は、正式名称を用いることがあります。		
・不治の病	医療の進歩により治療が可能になった病気もあるため、表現には配慮が必要です。	使わない

④ 国籍や文化的背景への配慮はありますか？

- ・ 外国にルーツを持つ方など、さまざまな国籍や文化的背景を持つ人々が地域で共に暮らしていることを意識した表現を心がけましょう。
- ・ 固定観念や偏見につながる描写(例:外国人=〇〇といったステレオタイプ)は避けましょう。
- ・ 必要に応じて多言語表記を取り入れるなど、多様な文化的背景を尊重する工夫も大切です。



【注意したいポイント】

- 国籍や文化的背景の異なる人を一括りにしたり、特定のイメージに偏った表現になっていませんか。
- 多文化共生社会の一員として尊重する表現になっていますか？



⑤ 性的指向や性自認(SOGI)^(※)に配慮していますか？

- ・ 性的指向や性自認に関して、多様性を尊重した表現を心がけましょう。
- ・ 異性愛のみを前提とした表現に偏らないよう配慮することが大切です。
- ・ 性別を男女の二つのみとする考え方にとらわれず、多様な性のあり方があることを意識した表現を心がけましょう。



<注意したいポイント>

- 必ずしも必要がないにもかかわらず性別を尋ねていませんか？
- 異性愛を前提とした表現に偏っていませんか？
- 必要性を十分に検討せず、性別で名簿等を分けていませんか？

【コラム ①】 公文書等における性別欄の考え方について

公的な申請書やアンケート等において性別を記載してもらう場合には、その必要性を事務の目的に照らして慎重に検討することが重要とされています。性別に関する情報は、個人の尊厳やプライバシーに深く関わるものであり、形式的・慣例的に設けることは望ましくありません。

一方で、事務の性質上、性別の把握が不可欠となる場合もあります。その場合には、「なぜ性別を把握する必要があるのか」「どの性別概念を把握する必要があるのか」を明確にした上で、様式や運用を設計する必要があります。

特に、性別を記載してもらう際は、性自認(自分自身をどのような性別として認識しているか)を尋ねるのか、法律上の性別を尋ねるのかを明確に示すことが求められます。

また、内閣府における検討結果においても、事務の性質上必要がある文書については、「男性」「女性」の二択に限らず、回答者の状況に配慮した様式とすることも検討することが望ましいとされています。

性別欄の記載が認められる主な例としては、①保健・福祉サービス提供上必要な場合(健康診断等)、②教育指導・相談上必要な場合(学級編成や配慮対応等)、③統計上必要な場合、④労務管理上必要な場合(更衣室等の確保)、⑤システム上の制約がある場合、⑥国が定める様式を使用する必要がある場合、などが挙げられます。

※SOGIとは

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉です。

見直したい表現：「性」に関する言葉

「性」に関する言葉の中には、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたものや、現在では実態に合わないと言われる表現があります。

これらの言葉の中には、当事者が自己表現として用いる場合もありますが、公的広報では誤解や偏見を招かない表現を選ぶことが望ましいとされています。

注意が必要な表現例	理由
性転換手術	性別を「転換する」という表現は実態を正確に表していないため、現在は別の表現が用いられることが多い。 → ○「性別適合手術」
性同一性障害	医学・法律分野で用いられてきた用語ですが、「障害」という表現が当事者の実態を十分に表していないとの指摘もある。 → ○「トランスジェンダー」「性別不合」 (法律名や制度説明などでは「性同一性障害」という用語が使用される場合があります。)
オカマ	男性を女性的であるとしてからかう文脈で使われることが多く、侮蔑的な意味合いを持つ場合がある。
オナベ	女性を男性的であるとしてからかう文脈で使われることが多く、侮蔑的な意味合いを持つ場合がある。
おとこおんな	性別表現を否定的に表す言葉として用いられることが多く、侮蔑的なニュアンスが強い。
オネエ	メディア等で使われることがあるが、性自認や性的指向を一括りにする表現となる場合がある。
ニューハーフ	主にショービジネスなどの文脈で用いられる言葉で、当事者の中には侮蔑的と感じる人もいる。
レズ	省略形であり、侮蔑的な文脈で使われてきた歴史がある。 → ○「レズビアン」
ホモ	ゲイを指すことが多い言葉だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきた。 → ○「ホモセクシャル」「同性愛または同性愛者」



⑥ 表現に不快感を与えるアイキャッチや性表現は含まれていませんか？

- ・ 注意を引くことを目的とした過度な性的表現や、差別や偏見を助長するおそれのある表現は避けましょう。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い人が目にすることを想定し、不快感や誤解を招く可能性のある表現には注意しましょう。
- ・ インパクトを重視するあまり、公的広報としての適切さや品位を損なう表現とならないよう配慮することが大切です。

【配慮の工夫例】



【注意が必要な表現例】



【注意したいポイント】

- 特定の性別の容姿や身体的特徴に過度に焦点を当てていませんか。
- 内容と関係のない性的な要素を強調していませんか。

⑦ ユニバーサルデザインに配慮されていますか？

年齢や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず、できるだけ多くの人にとって理解しやすい広報を行うことが重要です。色の選び方や文字の大きさ、レイアウトの工夫などに配慮し、より多くの人に正確に情報を届けましょう。

また、イベント等の案内では、手話通訳や字幕、バリアフリー対応など、参加に必要な情報が分かるよう配慮することも大切です。

【文章におけるユニバーサルデザイン】

1 視認性の高いフォント＝UDフォント

⇒この文書は「BIZ UDP ゴシック」・12ポイントで作成しています

2 「やさしい日本語」の活用

⇒外国人や子ども、高齢者にも分かりやすい表現に言い換えます

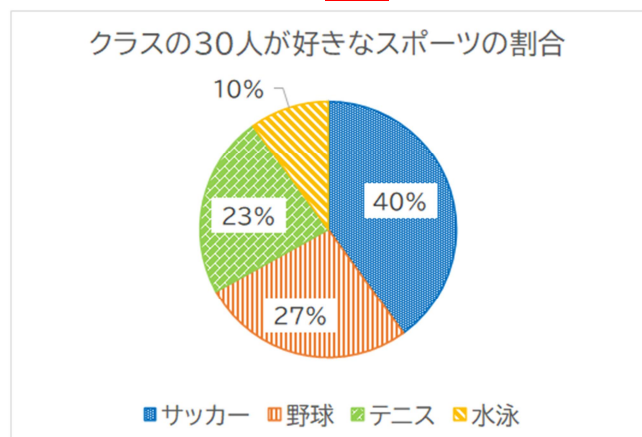
例)土足厳禁⇒靴をぬいでください

公共交通機関⇒電車やバスなど

3 カラーユニバーサルデザイン

⇒色覚の多様性に配慮し、赤字で強調するだけでなく、太字や下線を引くなど情報を二重化します

⇒グラフは、凡例を色分けて示すだけでなく、パターンを分けるなどの工夫を行います



【注意したいポイント】

- 文字が小さすぎませんか？
- 色を使った表現の際は、色覚多様性のある方が認識しやすいよう、色のコントラストをつけていますか？
- 色だけではなく文字情報を添えていますか？
- パターンを入れるなど、見やすい工夫をしていますか？
- イベント等の案内では、手話通訳・字幕・バリアフリー対応など、必要な情報が分かるようになっていますか？

【コラム ②】「令和 8 年度 文書事務マニュアル」から

8 外来語の表記

外来語は、語の性質や使う場面に応じて、次のように取り扱ってください。

- (1) 日本語に十分定着しているものは、そのまま使います。
(例)「ストレス」、「ボランティア」、「リサイクル」
- (2) 漢語や和語に言い換えた方が分かりやすい場合は、言い換えます。
(例)「アジェンダ→議題」、「インキュベーション→企業支援」
- (3) 分かりやすく言い換えることが困難なものは、説明を付けます。
(例)「インクルージョン(多様性を受容し互いに作用し合う共生社会を目指す考え)」
- (4) 日本語として定着する途上のものは、使い方を工夫します。
(例)「リスクを取る→あえて困難な道を行く」

9 差別用語・不快用語

「差別用語」とは、今日において差別的意図が認められる用語をいい、「不快用語」とは、元々の差別的意図は認められないが、それを間接的に類推させる用語をいいます。差別に関する意識は、地域において大きく異なることはもとより、イデオロギー的要素が非常に強く、時間とともに変化していくので注意が必要となります。

- (1) 出生に関する用語
人の出生に関することは、公用文では言及しません。
「混血」、「ハーフ」、「私生児」、「婚外子」、「片親」
- (2) 性別に関する用語
男女共同参画社会においては、特に女性に対する差別用語やジェンダー(社会的に作られた性差別)の意識が強い言葉は用いるべきではありません。
「帰国子女」、「女史」、「婦人」
- (3) 障害・病気に関する用語
障害や病気に対する差別的な表現は近年厳しく戒められていることから、適切な表現を用いるようにしてください。
「精神薄弱」、「知恵遅れ」→「知的障害」 「痴呆」→「認知症」
「アル中」→「アルコール依存症」 「ノイローゼ」→「神経症」
- (4) 職業に関する用語
職業に関する表現も、時代の推移に伴って変化しているので、注意しなければなりません。
「看護婦」、「保健婦」、「保母」→「看護師」、「保健師」、「保育士」
「サラ金」→「消費者金融」
- (5) 外国人に関する用語
外国人については、国際化時代にふさわしい適切な言い換え語を用います。
「帰化」→「国籍取得」 「後進国」→「開発途上国」
- (6) その他の差別用語・不快用語
(1)～(5)以外にも差別用語・不快用語には様々なものがあり、適切な言い換え語を用いるなど、注意する必要があります。
「滑り止め」→「併願」 「父兄会」→「保護者会」

5 情報発信前チェックリスト

実際に発信する前に、以下の項目をチェックしてみましょう。
(情報発信前の最終確認項目)

★ 登場人物に偏りのある表現	
	特定の性別に偏った表現になっていませんか？ (例: 男性・女性だけ、または特定の性別に偏った表現等)
	可能な限り、性別や年代、障害の有無等に関わらず、多様な人物を登場させていますか？ (例: 複数の人を表す際、車いす利用者や外国にルーツを持つ人などを登場させることが望ましいです。)
	外国人を一括りにしたり、特定のイメージに偏った表現になっていませんか？
★ 先入観や固定観念による表現	
	性別により「役割」を固定化した表現になっていませんか？ (例: 女性は家事・育児・介護、男性は仕事等)
	性別などにより「イメージ」を固定化した表現になっていませんか？ (例: 赤やピンクは女性・青や黒は男性など)
	性別を強調した表現になっていませんか？ (例: 男性保育士、女医、女性弁護士、女性監督等)
	性別に関連する特有の表現を使っていませんか？ (例: 女々しい、女だてらに、女房・嫁、亭主、熱血漢、大の男等)
	性別によって区別した呼称や敬称を使っていませんか？ (例: 男性は「〇〇(名字)くん」女性は「〇〇(下の名前)さん」と表記、OL・ビジネスマン等)
	中心的・リーダー的な立場を男性で表現していませんか？ (例: 男性が指導者・女性はアシスタント役等)
★ 特定の性別をアイキャッチ(目を引く対象)として使う表現	
	身体の一部を強調したイラストや画像を起用していませんか？
	内容と関係なく、ポスターやリーフレットに特定の性別のみを起用していませんか？ (例: 女性の笑顔等の写真で目を引く等)
★ 性の多様性や様々な家族のあり方に配慮していない表現	
	性別の確認は本当に必要な場面ですか？
	性的指向・性自認や、多様な家族のあり方を尊重した表現になっていますか？
★ ユニバーサルデザインへの配慮	
	文字の大きさや色合いなど、誰もが見やすい配慮をしていますか？

【参考資料】男女共同参画に関するフリーイラスト素材について

内閣府男女共同参画局では、性別による固定的役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消の一助とするため、様々な職業や社会生活の場面を想定したイラストを公開しています。

これらの素材は、多様性に配慮した表現を検討する際の参考例として、広報物の作成や庁内研修等において活用することができます。

なお、素材は無料で利用できますが、使用にあたっては内閣府が定める利用条件を確認の上、所定のメールフォームから申請を行う必要があります。

▼内閣府 男女共同参画局 フリーイラスト素材

https://www.gender.go.jp/about_danjo/symbol/free/manual.html

※詳細な利用条件については、上記ホームページをご確認ください。

【イラストの例】性別役割分担の解消

家事・育児の共同



性別にとらわれない職業の選択



<再度チェック！>

発信前に、以下の視点で確認しましょう。

- 登場人物に偏りはありませんか？
- 固定観念や思い込みによる表現になっていませんか？
- 性別・年齢・障害・国籍などに配慮した表現になっていますか？
- 性的指向・性自認や、多様な家族のあり方を尊重した表現になっていますか？
- ユニバーサルデザインの観点から、見やすさや分かりやすさに配慮されていますか？

